



クラウドクレジット株式会社
クラウドクレジット・ファンディング合同会社

2020年4月14日

カメルーン中小企業支援プロジェクトおよび カメルーン農業支援ファンドの投資家の皆様へのご報告

対象ファンド：

カメルーン中小企業支援プロジェクト 15号、カメルーン中小企業支援プロジェクト 17号、
カメルーン中小企業支援プロジェクト 18号、カメルーン中小企業支援プロジェクト 19号、
カメルーン中小企業支援プロジェクト 20号、カメルーン中小企業支援プロジェクト 21号、
カメルーン中小企業支援プロジェクト 22号、カメルーン中小企業支援プロジェクト 23号、
カメルーン中小企業支援プロジェクト 24号、カメルーン中小企業支援プロジェクト 25号、
【為替ヘッジあり】カメルーン中小企業支援プロジェクト 16号、カメルーン農業支援ファンド 1号
カメルーン農業支援ファンド 2号、カメルーン農業支援ファンド 3号、カメルーン農業支援ファンド 4号、
カメルーン農業支援ファンド 5号、カメルーン農業支援ファンド 6号

平素は格別なお引立てを賜り誠にありがとうございます。

上記対象ファンドにつきまして、2020年3月11日付で当社から提示しました、現地パートナーである Ovamba 社と当社との間、Ovamba 社の返済義務額に関する認識の相違に関する報告を踏まえて、投資家の皆様より当社に頂戴したご質問とその回答をまとめました。

なお、2020年3月11日付でご報告いたしました内容を踏まえた回答となっており、また、現状当該認識相違の原因を確認中であるため、投資家の皆様にとって十分な回答となっていないこともあるかと存じますが、ご容赦いただきたく存じます。

当該認識相違の確認が完了次第、投資家の皆様にはすみやかにご報告する所存でございます。

ご心配をおかけしていることをお詫び申し上げます。

【本ファンドの概要】

本ファンドは、当社のグループ会社である Crowdfund Estonia OÜ（以下「当社エストニア法人」）がお客様からご出資いただいた資金で、本件債務者（Ovamba 社グループのモーリシャス法人である Pan Africa Investment Funding Limited PCC）を経由して、カメルーンの現地パートナーである Ovamba Cameroon Solutions Sarl（以下「Ovamba 社」）が行うトレードファイナンスに参加するファンドです。

【質問 1】

対象ファンドにおいて3割しか回収が見込めず、7割の元本棄損がほぼ確定したということか。それとも今後の回収作業によって、投資家の最終的な収益率の見込みが変わる可能性はあるということか。

当社回答：

今回の事象の原因となっている金額認識相違に関しては、慎重且つ最優先して調査および確認を行っているものの全貌が明らかになっていないため、現時点におきましては確定しておりません。分配の有無の情報を含めまして、今後個別の号毎に送付申し上げる報告までお待ち頂きますようお願い申し上げます。

【質問 2】

2019年9月に金額の認識相違が発覚した際、投資家に公表しなかったのはなぜでしょうか。

当社回答：

当初は、計数の相違であり、現地の事務処理のミスと認識しており、Ovamba社の財務・経理部門と本件における当社プロジェクトチームとの間で金額照合処理を行っていたため、お客様にご報告しなければならない深刻な状況であるという認識はございませんでした。

しかしながら、現地の事務処理の状況の確認を進めるなかで、2019年12月23日に当社CEOの杉山がカメルーンの現地でOvamba社CEOのMarvin Cole氏と面談を行った際に、非常事態であると認識を改めることとなりました。さらに、本事象に関する確認を進めた結果、本年2020年2月にも杉山と当社社員1名がカメルーンを訪問し、さらに事実を確認し、現在の状況について確証をもった事実を公表とさせていただいた次第です。

当該事象の検知が遅くなり、投資家の皆様にご報告するまでに時間を要しましたこと、心よりお詫び申し上げます。

【質問 3】

クラウドクレジットは返済義務があると認識していた4.8億円から回収費用が別途引かれることは把握していたのか。

当社回答：

契約に定められた条件により、Ovamba社が回収のため使用した費用を投資家財産から差し引かれることは把握しておりました。

ただし、Ovamba社より、「カメルーン企業XXからの資金を受領し、回収が完了した」との報告があった際には、回収のために使った費用について明示されておらず、当社としては、回収できた資金が満額カメルーンからモーリシャスへの返済原資として確保されているものとの認識でおりました。しかしながら、2019年9月にはじめてOvamba社グループから当社への返済金が回収費用によって若干欠損

する旨の連絡がありました。

その後、2019年の年末にかけて報告書においてその回収費用の額が増加する形で改定され、2020年2月に当社役職員が先方カメルーン事務所を訪問した際には、より具体的な回収費用の内訳が提示され、費用の額もさらに増加いたしました。2020年3月6日および4月1日に先方から送付された資料において、さらに費用の額が増加して現在の額となっており、この費用に関する詳細、妥当性について慎重且つ、優先事項として進めております。

【質問 4】

クラウドクレジットは Ovamba 社から受けた報告にてそのまま処理を進めようとしていないか。

当社回答：

当社では Ovamba 社からの報告をそのまま受け止めて処理を進めるといったことは行っておりません。当社グループといたしましては、先方の報告には適正性に疑義を持たざるを得ない状況があるため、慎重な調査・検討を進めており、今後投資家様の損失最小化のためにあらゆる適法な回収手段を考えてまいります。なお、当社エストニア法人による回収費用も投資家様のご負担となることから、極力費用対効果が高いと見込まれる手段から回収の最大化を図ります。

【質問 5】

公表されている資金の回収率の見込み比較表では現地回収率と予想分配率に大きな開きがあるが、金額の認識相違が起因してこのようになっているのか。

当社回答：

ご認識の通りでございます。

【質問 6】

実際に分配金が支払われるのはいつなのか。また、分配金は一括で支払われるのか何度かに分けて支払われるのか。

当社ご回答：

分配金に関する情報を含めまして個別のファンドについては、今後 Ovamba 社と財産状況の確認を終えたものから別途分配金の支払時期等について報告書を送付申し上げます。大変申し訳ございませんが、今後個別の号毎に送付申し上げる報告までお待ちいただけますようお願い申し上げます。

【質問 7】

クラウドクレジットの不手際、運営によって起きた損失を投資家が被るのはおかしいのではないか。

責任を負う準備はあるか。

当社回答：

匿名組合出資の事業ファンドにおいて行われた事業の結果としてお客様の投資資金に損失が発生した場合には、その理由の如何を問わず、当社が損失補填を行うことは禁止されております。

【質問 8】

当初 Ovamba 社との契約の中に、回収業務に関する費用の取り決めはあったか。あったとすればどういふ文面であり、無かったとすれば今回の費用請求はそもそも根拠のないことになるのではないか。

当社回答：

カメルーン・ファンドのストラクチャは、当社エストニア法人と Ovamba 社モーリシャス法人の融資契約および Ovamba 社モーリシャス法人と Ovamba 社カメルーン法人のパーティシペーション契約のセットによって構成されておりますが、パーティシペーション契約において、Ovamba 社カメルーン法人は現地でのトレードファイナンス取引等の回収費用を Ovamba 社モーリシャス法人に請求できるといふかたちで、回収費用をファンド財産から収受する旨が規定されております。

また、当社グループでは回収費用をファンド財産から収受すること自体は貸付型ファンドにおいて一般的なことであると考えております（逆に特段の定めなく回収費用をファンド財産から収受しなかった場合、法令上禁止されている利益供与を指摘されても対抗できない可能性がございます）。

一方で、当社グループでは、貸付型ファンドで一般的に回収費用をファンド財産から収受することと、当社グループが Ovamba 社グループから提出を受けている回収費用を承認することは全く別の問題であると考えております。

まず、本ファンド・シリーズにおける担保資産の回収および流動化について、対象案件の規模や現地の賃金水準等の経済情勢を考慮すると、当該業務に 1.9 億円相当の費用が発生するということは妥当性を欠いていると当社グループでは考えており、引き続き当該費用の金額照合およびそれに続いて先方提出の数値の真正性の確認を進めてまいります。

また、2016 年から運用されているファンドの回収費用が直接本ファンド・シリーズの元本欠損に結び付く旨が Ovamba 社グループから当社グループに報告をされたのは 2019 年 9 月がはじめてであり、その後、2019 年年末、2020 年 2 月、3 月と回収費用として報告される金額が増加し続けており、この点について当社では適切に対応出来るよう取り組んで参ります。

2020 年 4 月 9 日現在当社グループは、Ovamba 社グループが先方モーリシャス法人にて保有している約 1.3 億円の資金の当社エストニア法人への送金を Ovamba 社モーリシャス法人が実行することを確保するとともに Ovamba 社グループとの金額照合および必要に応じて外部監査をいれて金額の真正性の確認を行うことを優先して参ります。

【質問 9】

通常考えれば、Ovamba 社は当然の義務として貸付資金の回収を行うべきであり、その費用は通常業務の内と解釈することができる。それ以外の費用についてはその内容を精査し、通常業務の分を差し引いて経費の妥当性を確認すべきだと思うが、そのエビデンス（証憑や証跡等）はあるか。また、それらのエビデンスは投資家に公開されるか。（通常であれば全ての経費、人件費を含め支出明細等の個別帳票を含む具体的な資料を要求し、その妥当性を確認して少しでも疑いや不備があるものは否認すべきだと考える。）クラウドクレジットとしては、Ovamba 社の費用主張は当初の投資家との契約条件に基づき、妥当なものと考えているか。1.9 億円の費用について、何をもって適正と見なす方針か。その適正と見なした条件は投資家に公開されるか。

当社回答：

当社グループと Ovamba 社グループの間の取引では上記の通り、回収費用自体をファンド財産から収受すること自体は契約書に明記をされており、これは貸付型ファンドの運営において一般的なものであると考えております。一方で、Ovamba 社から報告を受けている費用項目につきましては、慎重な調査・検討を進めているところでございます。

適正性を判断するにあたり、Ovamba 社に支出明細等の個別帳票を含む具体的な資料の提出を求め、個々の案件ごとに真正性（実際に係った費用であるか、金額に誤りはないか）と妥当性（回収の方法として妥当なものであったか、債権回収の最大化に役立つものであったか）を検証してまいります。

本件の状況に変化が生じた場合は、すみやかにご報告する所存でございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）

【代表社員】 クラウドクレジット株式会社

【設立年月】 2016年3月

【資本金】 1,000,000円

【住所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目8番1号



クラウドクレジット・ファンディング合同会社およびエストニアグループ会社（Crowdcredit Estonia OÜ）の主な経営・財務指標は以下のとおりです。

	資本金	総資産	総負債	純資産	売上高	営業損益	経常損益	当期純利益
クラウドクレジット・ファンディング合同会社 (2018年12月末現在・単位：千円)	1,000	10,751,200	10,769,258	△18,058	1,145,306	1,903	2,925	2,847
Crowdcredit Estonia OÜ (2018年12月末現在・単位：ユーロ)	5,000	76,657,401	75,058,999	1,598,402	7,513,535	967,565	967,572	967,572
クラウドクレジット株式会社(連結ベース) (2018年12月末現在・単位：千円)	50,000	12,980,958	12,193,632	787,326	1,309,129	△484,881	△483,556	△504,219

※会計期間(2018年1月1日から2018年12月31日まで)の金額を記載しております。